

民間(七会)連合協定 マンション修繕工事請負契約約款

令和2年(2020)4月改正 訂正書

以下の誤植がありましたので訂正いたします。

該当条文	訂正前	訂正後
【発注者の催告によらない解除権】 第30条の3	e 受注者が支払を停止する（ <u>資金附則</u> による手形、小切手の不渡りを出すなど）等により、この工事を続行することができないおそれがあると認められるとき。	e 受注者が支払を停止する（ <u>資金不足</u> による手形、小切手の不渡りを出すなど）等により、この工事を続行することができないおそれがあると認められるとき。

ただし、条文の解釈上、疑義が生じることはありませんので、このまま使用されても問題ありません。

民間(七会)連合協定 工事請負契約約款委員会